



愛媛県報

発行 愛媛県

平成18年11月14日火曜日 第1812号

◇ 目次 ◇

愛媛県漁業近代化資金利子補給規程の一部改正.....	975
義務付保の同意を求めるための事前届出及び指定漁船調書の縦覧.....	977
道路の区域変更（県道弓削島循環線）.....	977
道路の区域変更（県道池田中山線）.....	978
道路の供用開始（県道広見三間宇和島線）.....	978
開発行為に関する工事の完了.....	978
道路の位置の指定.....	978

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請の公告.....	979
争議行為の通知の公表.....	979
医療機械の購入（4件）.....	979

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第1657号

愛媛県漁業近代化資金利子補給規程（昭和44年10月愛媛県告示第881号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

改正後の愛媛県漁業近代化資金利子補給規程の規定は、平成18年10月19日以降に利子補給承認される漁業近代化資金について適用し、同日前に利子補給承認された漁業近代化資金については、なお従前の例による。

平成18年11月14日

愛媛県知事 加戸守行

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後						改 正 前					
(利子補給の対象となる漁業近代化資金の種類及び補給率)						(利子補給の対象となる漁業近代化資金の種類及び補給率)					
第2条 利子補給の対象となる漁業近代化資金の種類及び利子補給率は、次のとおりとする。						第2条 利子補給の対象となる漁業近代化資金の種類及び利子補給率は、次のとおりとする。					
漁業近代化資金の種類	利子補給率					漁業近代化資金の種類	利子補給率				
	法第2条	法第2条	法第2条	法第2条	法第2条		法第2条	法第2条	法第2条	法第2条	法第2条
	第2項第1号から	第2項第1号から	第2項第1号から	第2項第1号から	第2項第1号から		第2項第1号から	第2項第1号から	第2項第1号から	第2項第1号から	第2項第1号から
	第4号まで	第4号まで	第4号まで	第4号まで	第4号まで		第4号まで	第4号まで	第4号まで	第4号まで	第4号まで
	に掲げる融資機関が、同条第1項第1号から	に掲げる融資機関が、同条第1項第1号から	に掲げる融資機関が、同条第1項第1号から	に掲げる融資機関が、同条第1項第1号から	に掲げる融資機関が、同条第1項第1号から		に掲げる融資機関が、同条第1項第1号から	に掲げる融資機関が、同条第1項第1号から	に掲げる融資機関が、同条第1項第1号から	に掲げる融資機関が、同条第1項第1号から	に掲げる融資機関が、同条第1項第1号から
	第5号まで及び第10号に掲げる者	第5号まで及び第10号に掲げる者	第5号まで及び第10号に掲げる者	第5号まで及び第10号に掲げる者	第5号まで及び第10号に掲げる者		第5号まで及び第10号に掲げる者	第5号まで及び第10号に掲げる者	第5号まで及び第10号に掲げる者	第5号まで及び第10号に掲げる者	第5号まで及び第10号に掲げる者
	漁業近代化資金融通法施行令（昭和44年政令第209号。以下「令」という。）第	漁業近代化資金融通法施行令（昭和44年政令第209号。以下「令」という。）第	漁業近代化資金融通法施行令（昭和44年政令第209号。以下「令」という。）第	漁業近代化資金融通法施行令（昭和44年政令第209号。以下「令」という。）第	漁業近代化資金融通法施行令（昭和44年政令第209号。以下「令」という。）第		漁業近代化資金融通法施行令（昭和44年政令第209号。以下「令」という。）第	漁業近代化資金融通法施行令（昭和44年政令第209号。以下「令」という。）第	漁業近代化資金融通法施行令（昭和44年政令第209号。以下「令」という。）第	漁業近代化資金融通法施行令（昭和44年政令第209号。以下「令」という。）第	漁業近代化資金融通法施行令（昭和44年政令第209号。以下「令」という。）第
	1号	6号	同条第1項第1号	6号	同条第1項第1号		1号	6号	同条第1項第1号	6号	同条第1項第1号
	から	に掲げる者	第1項第1号	から	第10号		から	に掲げる者	第1項第1号	から	第10号
	第5号	に掲げる者	第1項第1号	第10号	第10号		第5号	に掲げる者	第1項第1号	第10号	第10号
	（昭和44年政令第209号。以下「令」という。）第	に掲げる者	第10号	に掲げる者	（同		（昭和44年政令第209号。以下「令」という。）第	に掲げる者	第10号	に掲げる者	（同
	1号	に掲げる者	第10号	に掲げる者	）第		1号	に掲げる者	第10号	に掲げる者	）第

	5条に規定する団体に限る。)に貸し付ける場合	げる者(令第5条に規定する団体に限る。)に貸し付ける場合		掲げる者(同号に掲げる者にあつては、令第5条に規定する団体を除く。)に貸し付ける場合	号に掲げる者にあつては、令第5条に規定する団体を除く。)に貸し付ける場合		5条に規定する団体に限る。)に貸し付ける場合	げる者(令第5条に規定する団体に限る。)に貸し付ける場合	掲げる者(同号に掲げる者にあつては、令第5条に規定する団体を除く。)に貸し付ける場合	号に掲げる者にあつては、令第5条に規定する団体を除く。)に貸し付ける場合		
1・2	省略						1・2	省略				
3	漁船漁具保管修理施設、漁業用資材保管施設、漁船用油水分供給施設、養殖池、蓄養池、水産種苗生産施設、養殖用作業舎、水産物処理施設、水産物保蔵施設、水産物加工施設、製氷冷凍施設、水産物等運搬施設、水産物販売施設又は漁業用通信施設の改良、造成又は取得に必要な資金(漁船の改造、建造若しくは取得に必要なもの又は次号若しくは第5号に掲げるものを除く。)	年1分2厘5毛	年1分2厘5毛	年4厘5毛	年4厘5毛		3	漁船漁具保管修理施設、漁業用資材保管施設、漁船用油水分供給施設、養殖池、蓄養池、水産種苗生産施設、養殖用作業舎、水産物処理施設、水産物保蔵施設、水産物加工施設、製氷冷凍施設、水産物等運搬施設、水産物販売施設又は漁業用通信施設の改良、造成又は取得に必要な資金(漁船の改造、建造若しくは取得に必要なもの又は次号若しくは第5号に掲げるものを除く。)	年1分2厘5毛	年1分2厘5毛	年4厘	年4厘
4～6	省略						4～6	省略				
7	漁村情報処理・通信施設(有線放送施設及び有線放送電話施設を含む。)、漁船船員臨時宿泊施設、漁業者研修施設、集会施設、託児施設、診療施設、水道施設、ガス供給施設、下水道施設、地域休養施		同上	年4厘5毛	年4厘5毛		7	漁村情報処理・通信施設(有線放送施設及び有線放送電話施設を含む。)、漁船船員臨時宿泊施設、漁業者研修施設、集会施設、託児施設、診療施設、水道施設、ガス供給施設、下水道施設、地域休養施		同上	年4厘	年4厘

設、漁村広場施設、 漁村センター、生活 安全保護施設、連絡 道又は廃棄物処理施 設の改良、造成又は 取得に必要な資金						設、漁村広場施設、 漁村センター、生活 安全保護施設、連絡 道又は廃棄物処理施 設の改良、造成又は 取得に必要な資金					
8 省略						8 省略					

○愛媛県告示第1658号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同政令第5条第3項の規定により、1のとおり公示し、及び2のとおり指定漁船調書を縦覧に供する。

平成18年11月14日

愛媛県知事 加戸守行

1 届出事項

（西条地方局管内）

発起人の住所及び氏名			加入区	漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
四国中央市土居町天満2694 - 1 岸 栄一郎	四国中央市土居町蕪崎1573 - 1 川上 勝久	四国中央市土居町津根3908 - 1 藤田 嘉平	土 居	土居町漁業協同組合
新居浜市多喜浜203番地 明智 唯好	新居浜市松神子1丁目7番25号 加藤 和正	新居浜市八幡2丁目2番42号 増田 元夫	垣生 南部	新居浜市垣生南部漁業協同組合
西条市禎瑞993番地 高橋 玄一	西条市禎瑞1519番地 三浦 明	西条市禎瑞1890番地 矢 眞正文	禎 瑞	西条市禎瑞漁業協同組合
西条市壬生川775 2 本田 忠幸	西条市大新田213 河内 萬次	西条市大新田265 曾我部 功	壬 生 川	壬生川漁業協同組合

（宇和島地方局管内）

発起人の住所及び氏名			加入区	漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
宇和島市津島町成14 坂本 権三郎	宇和島市津島町曲島4 - 2 前田 源市	宇和島市津島町竹ヶ島22 - 1 清家 明	下 灘 第 1	下灘漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

平成18年11月14日から同年11月28日まで

(2) 縦覧場所

次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ当該右欄に掲げる場所

西条地方局管内の加入区	西条地方局産業経済部水産課
宇和島地方局管内の加入区	宇和島地方局産業経済部水産課

○愛媛県告示第1659号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、今治地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成18年11月14日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	弓削島循環線	越智郡上島町弓削上弓削465番2から 同町弓削上弓削357番地先まで	旧	メートル 3.0～8.0	キロメートル 0.090	
			新	8.0～17.0	0.110	

○愛媛県告示第1660号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成18年11月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	池田中山線	喜多郡内子町大瀬南10番8から 同町大瀬南7790番1まで	旧	メートル 4.5～8.9	キロメートル 0.280	
			新	4.5～8.9 11.8～68.0	0.280 0.250	

○愛媛県告示第1661号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成18年11月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	広見三間宇和島線	宇和島市三間町務田1298番2から 同町務田1257番5まで	平成18年11月14日

○愛媛県告示第1662号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成18年11月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

検 査 済 証 の 番 号 及 び 交 付 年 月 日	工 事 を 完 了 し た 開 発 区 域 又 は 工 区 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称	開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
18松局建（開）第37号 平成18年10月31日	伊予郡松前町大字昌農内字高山59番1	伊予郡松前町大字昌農内668 喜 安 晃
18松局建（開）第38号 平成18年11月2日	伊予市上吾川字市ノ坪甲1059番2	兵庫県西宮市平木町3番10-301号 鍋 田 健
18松局建（開）第39号 平成18年11月2日	伊予郡松前町大字横田字高代575番6	伊予郡松前町大字横田574番地 佐 伯 宏 三

○愛媛県告示第1663号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定する。

平成18年11月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 道路の位置

四国中央市下柏町字松ノ上36番1

2 申請人の住所氏名

四国中央市妻鳥町1210番地の1

カジワラホーム株式会社

代表取締役 梶原 久夫

3 図面省略

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成18年11月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成18年10月31日	特定非営利活動法人 龍馬学援隊	大 野 一 郎	松山市朝生田町七丁目5番6号	この法人は、青少年等に対して、健全な日本人の自覚を育て、坂本龍馬的発想と行動力の涵養に関連する事業等を行い、明るい未来を築く青少年等が誕生することを目的とする。

○公 告

争議行為の通知の公表について

全国一般労働組合愛媛地方本部執行委員長松本修次から次のとおり争議行為を行う旨の通知が平成18年11月6日あったので公表する。

平成18年11月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 事件 平成18年度年末一時金・その他
- 2 日時 平成18年11月17日正午以降本問題が完全解決に至る間
- 3 場所

病 院 名	所 在 地
財団法人 創精会	松山市美沢一丁目10の38
医療法人 敬愛会久米病院	松山市南久米723
医療法人 清和会和ホスピタル	松山市柳原739
財団法人 真光会	松山市南高井1491
医療法人 北辰会まなべ病院	西条市氷見丙477
財団法人 新居浜精神衛生研究所 財団新居浜病院	新居浜市松原町13の47
医療法人 十全会十全第二病院	新居浜市角野新田町1の1の28
八幡浜医師会立双岩病院	八幡浜市若山4番耕地163

- 4 概要 前記記載の場所においてあらゆる形の争議行為を単独又は併用して実施する。

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成18年11月14日

愛媛県公営企業管理者 和 氣 政 次

- 1 入札に付する事項
 - (1) 件名
医療機械の購入
 - (2) 購入物品名及び数量
診断用X線撮影装置三式（X線高電圧装置三式、X線管装置三式、可動絞り装置三式、X線自動露出制御装置三式、天井走行式X線管保持装置三式、昇降式ブッキー撮影台二式、立位撮影台一式、画像読取装置一式、据付け、調整等三式）
 - (3) 購入物品の内容等

入札説明書及び仕様書による。

- (4) 納入期限
平成19年3月26日
- (5) 納入場所
愛媛県立中央病院
- (6) 入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、営業種別「機械器具類」又は「薬品類」について平成18年度及び平成19年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 納入期限までに確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 開札の日において、知事が行う指名停止の期間中にない者であること。
- (4) 修理、点検、保守その他アフターサービスを長期にわたり円滑に実施できる者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
愛媛県公営企業管理局総務課財産管理係
〒790 8570
愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
電話 (089)12 2794
- (2) 入札書の受領期限
平成18年12月25日（月）午後2時00分
- (3) 入札説明書の交付方法
(1)に掲げる場所で交付する。
- (4) 開札の日時及び場所
平成18年12月25日（月）午後2時00分

愛媛県公営企業管理局会議室

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
愛媛県公営企業会計規程（昭和46年愛媛県公営企業管理規程第9号）第176条において例によることとされる愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。
- (3) 入札者に要求される事項
ア この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類を、入札書の提出に先立って提出しなければならない。
なお、愛媛県公営企業管理者から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
イ 入札書は封印し、受領期限までに提出しなければならない。
- (4) 入札の無効
2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。
- (5) 契約書作成の要否
要
- (6) 落札者の決定方法
この公告に示した物品を納入できると愛媛県公営企業管理者が判断した入札者であって、愛媛県公営企業会計規程第176条において例によることとされる愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。
- (7) その他
詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be purchased:
General Radiographic X ray Equipment System , 3 set
- (2) Time limit of tender: 2:00 p.m. , 25 December 2006
- (3) For further information , please contact: Property Management Section , General Affairs Division , Public Enterprise Administration Bureau , Ehime Prefectural Government , 4 4 2 Ichibancho , Matsuyama , Ehime 790 8570 Japan
TEL 089 912 2794

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成18年11月14日

愛媛県公営企業管理者 和 氣 政 次

1 入札に付する事項

- (1) 件名
医療機械の購入
- (2) 購入物品名及び数量
デジタルX線テレビシステム一式（X線テレビ寝台一式、X線高電圧装置一式、X線管装置一式、イメージインテンシファイア一式、テレビカメラ一式、近接操作卓一式、画像処理装置一式、周辺機器一式、据付け、調整等一式）

- (3) 購入物品の内容等
入札説明書及び仕様書による。
- (4) 納入期限
平成19年3月26日
- (5) 納入場所
愛媛県立中央病院
- (6) 入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

- 知事の審査を受け、営業種別「機械器具類」又は「薬品類」について平成18年度及び平成19年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 納入期限までに確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。
 - (3) 開札の日において、知事が行う指名停止の期間中にない者であること。
 - (4) 修理、点検、保守その他アフターサービスを長期にわたり円滑に実施できる者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
愛媛県公営企業管理局総務課財産管理係
〒790 8570
愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
電話 (089)912 2794
- (2) 入札書の受領期限
平成18年12月25日（月）午後2時20分
- (3) 入札説明書の交付方法
(1)に掲げる場所で交付する。
- (4) 開札の日時及び場所
平成18年12月25日（月）午後2時20分
愛媛県公営企業管理局会議室

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
愛媛県公営企業会計規程（昭和46年愛媛県公営企業管理規程第9号）第176条において例によることとされる愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。
- (3) 入札者に要求される事項
ア この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類を、入札書の提出に先立って提出しなければならない。

なお、愛媛県公営企業管理者から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

イ 入札書は封印し、受領期限までに提出しなければならない。

(4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否
要

(6) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると愛媛県公営企業管理者が判断した入札者であって、愛媛県公営企業会計規程第176条において例によることとされる愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be purchased: Digital X ray Television System , 1 set
- (2) Time limit of tender: 2:20 p.m. , 25 December 2006
- (3) For further information , please contact: Property Management Section , General Affairs Division , Public Enterprise Administration Bureau , Ehime Prefectural Government , 4 4 2 Ichibancho , Matsuyama , Ehime 790 8570 Japan
TEL 089 912 2794

○公告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成18年11月14日

愛媛県公営企業管理者 和 氣 政 次

1 入札に付する事項

(1) 件名

医療機械の購入

(2) 購入物品名及び数量

体外衝撃波結石破碎システム一式（モジュール式体外衝撃波結石破碎装置一式、周辺機器一式、据付け、調整等一式）

(3) 購入物品の内容等

入札説明書及び仕様書による。

(4) 納入期限

平成19年3月26日

(5) 納入場所

愛媛県立今治病院

(6) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、営業種別「機械器具類」又は「薬品類」について平成18年度及び平成19年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 納入期限までに確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 開札の日において、知事が行う指名停止の期間中にない者であること。
- (4) 修理、点検、保守その他アフターサービスを長期にわたり円滑に実施できる者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

愛媛県公営企業管理局総務課財産管理係
〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話 (089)912 2794

- (2) 入札書の受領期限

平成18年12月25日（月）午後2時40分

- (3) 入札説明書の交付方法

(1)に掲げる場所で交付する。

- (4) 開札の日時及び場所

平成18年12月25日（月）午後2時40分

愛媛県公営企業管理局会議室

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

愛媛県公営企業会計規程（昭和46年愛媛県公営企業管理規程第9号）第176条において例によることとされる愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。

- (3) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類を、入札書の提出に先立って提出しなければならない。

なお、愛媛県公営企業管理者から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

イ 入札書は封印し、受領期限までに提出しなければならない。

- (4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

- (5) 契約書作成の要否

要

- (6) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると愛媛県公営企業管理者が判断した入札者であって、愛媛県公営企業会計規程第176条において例によることとされる愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be purchased:
Extracorporeal Shock Wave Lithotripter System , 1 set
- (2) Time limit of tender: 2:40 p.m. , 25 December 2006
- (3) For further information , please contact: Property Management Section , General Affairs Division , Public Enterprise Administration Bureau , Ehime Prefectural Government , 4 4 2 Ichibancho , Matsuyama , Ehime 790 8570 Japan
TEL 089 912 2794

○公告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成18年11月14日

愛媛県公営企業管理者 和 氣 政 次

1 入札に付する事項

- (1) 件名
医療機械の購入
- (2) 購入物品名及び数量
生体情報モニタリングシステム一式（セントラルモニタ2台、ベッドサイドモニタ24台、スレーブモニタ11台、据付け、調整等一式）
- (3) 購入物品の内容等
入札説明書及び仕様書による。
- (4) 納入期限
平成19年3月26日
- (5) 納入場所
愛媛県立新居浜病院
- (6) 入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、営業種別「機械器具類」又は「薬品類」について平成18年度及び平成19年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 納入期限までに確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 開札の日において、知事が行う指名停止の期間中にない者であること。
- (4) 修理、点検、保守その他アフターサービスを長期にわたり円滑に実施できる者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場

所及び問い合わせ先

愛媛県公営企業管理局総務課財産管理係
〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話 (089)912 2794

- (2) 入札書の受領期限
平成18年12月25日（月）午後3時00分
- (3) 入札説明書の交付方法
(1)に掲げる場所で交付する。
- (4) 開札の日時及び場所
平成18年12月25日（月）午後3時00分
愛媛県公営企業管理局会議室

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
愛媛県公営企業会計規程（昭和46年愛媛県公営企業管理規程第9号）第176条において例によることとされる愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。
- (3) 入札者に要求される事項
ア この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類を、入札書の提出に先立って提出しなければならない。
なお、愛媛県公営企業管理者から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
イ 入札書は封印し、受領期限までに提出しなければならない。
- (4) 入札の無効
2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。
- (5) 契約書作成の要否
要
- (6) 落札者の決定方法
この公告に示した物品を納入できると愛媛県公営企業管理者が判断した入札者であって、愛媛県公営企業会計規程第176条において例によることとされる愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。
- (7) その他
詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be purchased: Vital Signs Monitoring System , 1 set
- (2) Time limit of tender: 3:00 p.m. , 25 December 2006
- (3) For further information , please contact: Property Management Section , General Affairs Division , Public Enterprise Administration Bureau , Ehime Prefectural Government , 4 4 2 Ichibancho , Matsuyama , Ehime 790 8570 Japan
TEL 089 912 2794